

平成27年7月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(イ)第23号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年6月8日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、42万1222円及びうち34万1632円に対する平成26年12月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 請求の原因

原告が、貸金業者である訴外株式会社ライフ（以下「訴外会社」という、平成23年7月1日に被告が吸収合併。）との間で締結した金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）に基づき、平成17年5月5日から平成22年5月10日まで継続的に行った取引（以下「本件取引」という。）につき、訴外会社から、借入れその返済として支払った金員について、利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）に基づいて引き直し計算をした結果、

過払となる過払金34万1632円、確定利息金7万9590円及び前記過払金に対する平成26年12月5日から支払済みまで年5分の割合による利息金の支払を、被告に対し求めた事案である。

第3 理 由

1 弁論の全趣旨によれば訴外会社が貸金業者と認められ、被告は、被告が貸金業者であることは認め、原告作成の別紙計算書のうち、年月日欄、貸付金欄、支払金欄については追って認否するとし、別紙計算書のその余の部分及び被告及び訴外会社（以下「被告ら」という。）が悪意の受益者であるかについては争い、原告が平成17年8月3日に支払を怠り期限の利益を喪失したから、同日以降は遅延損害金として年率26.28パーセントで計算すべきであると主張し、また、被告らが、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により、その題名が「貸金業法」と改められた。以下「貸金業法」という。）17条1項の書面を契約締結時や個々の貸付時に交付し、貸金業法18条1項の書面を原告が返済を行った際に交付しており、被告らには、みなし弁済の成立要件を満たすと認識するに至る特段の事情が認められること、仮に悪意の受益者であったとしても、過払金に利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日とすべきであると主張している。

2 証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引では、原告と訴外会社との間で、制限利率超過の利息の約定で取引がなされ、制限利率で引き直し計算をすると、別紙計算書記載のとおり過払金が発生した事実が認められる。

本件契約に期限の利益喪失特約があることは争いがないところ、被告は、平成17年8月3日に原告が期限の利益を喪失したと主張するが、同日が約定支払日との立証はなされておらず、被告は、平成26年10月15日に、全ての期間を年率18パーセントで計算した取引履歴を原告に開示しており（甲1）、以上によれば、原告が期限の利益を喪失したとする被告の主張は理由がない。

3 また、被告らは貸金業者であるから、利息について利息制限法所定の制限が

あること、貸金業法43条1項の要件を備えることにより例外的に制限利率超過の利率による利息を受領することが許されることなどの法律知識を当然に有しているというべきで、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り、悪意の受益者といえるところ、被告は、前記特段の事情について何ら立証していない。

そうすると、被告らは悪意の受益者といえ、被告は、不当利得が生じた日から原告に対して法定利息を付して支払う義務を負うといえるから、悪意の受益者に関する前記1の被告の主張は、いずれも理由がないというべきである。

- 4 以上をもとに判断すれば、原告の請求は、理由があるからこれを認容し、仮執行免脱宣言及び執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とすることはいずれも相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

防 府 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 持 田 吉 公

これは 正本 である。

平成27年7月6日

防府簡易裁判所

裁判所書記官 三 原 宗 昭

